



間違っ
たら

届出方法は3つ！

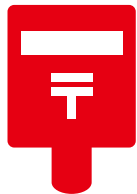


おすすめ



マイナポータル

オンライン



本籍地へ郵送



市ホームページ

最寄りの市区町村の窓口

もっと詳しく！

届け出ができる方

氏のフリガナの届け出

原則戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。
筆頭者が除籍されている場合はその配偶者、その配偶者も除籍されている場合はその子が届出人となります。

名のフリガナの届け出

それぞれ本人が届出人となります。
※未成年者については、親権者が届け出をしてください。ただし、15歳に達した子は、子自身が届け出ることできます

現在使用しているフリガナと異なるフリガナで届け出をする場合

一定の要件を満たせば、通知されたフリガナと異なる届け出も可能です。他の行政手続きで登録しているフリガナの変更手続(年金・パスポート等)や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になるほか、金融機関口座・クレジットカード名義などの変更も必要となりますので、ご注意ください。

通知に記載されているフリガナが現在使用しているフリガナと異なる場合

現在使用しているフリガナが、氏名の読み方として一般に認められているものでない読み方を用いている場合は、その読み方が使われていることを示す資料(パスポート・預貯金通帳・健康保険証等)の提示が必要です。
※一般的な読み方の場合、添付書類は不要です

届け出をしなかった場合

令和8年5月25日までに届け出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、通知に記載されている「戸籍に記載される予定の氏名のフリガナ」が戸籍に記載されます。また、戸籍に記載されたものと同じフリガナが住民票にも反映されます。
なお、届け出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

住民票に旧氏が記載されている方

住民票に旧氏が記載されている方は旧氏のフリガナも住民票に記載されます。対象者には別途郵送します。

出生届の子の名のフリガナについて

令和7年5月26日以降、戸籍に記載できる子のフリガナは、一般の読み方として認められるもののみとなります。
詳細は市ホームページをご確認ください。



令和8年5月25日までに届け出をお願いします

問い合わせ

制度に関する質問＝戸籍フリガナ通知コールセンター(☎0570-05-0310)

- ▷マイナポータルに関する質問＝マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)
- ▷通知書に関する質問(小金井市が本籍の方)＝市民課戸籍係(☎042-387-9816)
- ▷旧氏のフリガナに関する質問＝市民課市民係(☎042-387-9830)